

米子市道路等維持管理支援システム
構築・運用業務

募集要項

令和8年4月

米 子 市

米子市道路等維持管理支援システム構築・運用業務 募集要項

(目次)

1	募集の趣旨	1
2	事業概要	1
3	業者決定から運用までのスケジュール（予定）	1
4	応募条件	1
5	本提案募集の手続き	2
6	事業スケジュール	3
7	参加を辞退する場合	4
8	提案書の提出	4
9	提案書に係る記載事項等	5
10	審査及び審査結果の通知	5
11	応募に関する留意事項	7
12	優先交渉権者決定の流れ	8
13	問合せ先	8
14	業務内容	8
15	システム仕様・技術要件	9
16	事業実施に関する留意事項	13
17	契約に関する事項	14

1 募集の趣旨

本市では、道路等の日常管理において、住民要望件数および措置対応件数の増加、内容の複雑化が進行しており、「要望受付、パトロール、現地確認、対応判断、措置対応、報告、集計および管理」といった一連の業務に係る職員および維持工事受託業者の負担が増大している。

このような状況を踏まえ、本市は、道路等の日常管理に係る業務プロセスをデジタル技術により一体的に支援・高度化し、業務の効率化、対応品質の向上および市民サービスの向上を図る施策としての本事業を推進するものである。

本事業の実現に当たっては、クラウド型の道路等維持管理支援マネジメントシステム（以下「マネジメントシステム」という。）を活用し、市職員および維持工事受託業者が情報をリアルタイムに共有できる環境を構築するとともに、市民がLINE等を活用して道路の不具合や損傷等を容易に通報できる仕組みを整備し、通報から対応完了までの一連のプロセスの可視化および迅速化を図ることを目指す。

なお、本事業は、あらかじめ完成形を固定して構築するものではなく、初期段階において既存のパッケージシステムを導入した上で、実運用を通じて把握される課題やニーズを反映しながら、段階的に機能の充実および高度化を図っていくことを基本的な考え方とする。

本募集は、以上の趣旨および考え方にに基づき、本事業を具体的に推進するために必要となる「米子市道路等維持管理支援システム構築・運用業務」の受託者を選定することを目的として実施するものである。

2 業務概要

- (1) 業務名称 米子市道路等維持管理支援システム構築・運用業務
- (2) 発注方式 業務委託方式（プロポーザル方式）
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約者 米子市
- (5) 業務限度額 5,241,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※本業務限度額には、初年度におけるマネジメントシステムの運用に係るランニングコスト（契約締結日の属する月から令和9年3月31日までの期間のうち、最大10か月分）を含むものとする。

- (6) 業務の対象範囲 本業務は、道路等の日常管理に係る業務を対象とし、以下の内容を含むものとする。
 - ア マネジメントシステムの構築、改修および運用
 - イ 道路パトロール業務および河川点検業務へのシステム活用
 - ウ LINEを活用した住民通報システムの構築およびマネジメントシステムとの連携
 - エ 上記に付随する設定、調整、運用支援および改善対応

3 業者決定から運用開始までのスケジュール（予定）

- (1) 受託者決定 令和8年6月
- (2) 委託契約締結 令和8年6月
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

4 応募条件

応募者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和8年度米子市建設工事（測量等業務）入札参加有資格者名簿（建設コンサルタントに限る）に登録されていること。

- (2) 鳥取県内に契約を締結する権限を有する事務所等（本店、支店又は営業所）を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 米子市が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (8) 国または地方公共団体における道路施設等に関するシステム導入業務、又は道路等包括的民間委託におけるシステム活用に関する実績を有し、かつ、技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）若しくはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM（道路））の資格を有する管理技術者を配置できること。
- (9) 法人税、事業税および地方税を滞納していないこと。

5 本提案募集の手続き

本プロポーザルの公募は、次のとおり行う。

(1) 募集要項の配布

令和 8 年 4 月 8 日から、市公式ホームページにおいて配布（掲示）する。

(2) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、参加表明書及び参加資格の確認に必要な書類を、次のとおり提出すること。

ア 参加表明書の受付期間

令和 8 年 4 月 15 日午前 9 時から令和 8 年 4 月 22 日午後 5 時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

イ 提出方法

持参又は郵送による提出とする。

ウ 提出先

本業務の事務局へ提出すること。

(3) 参加表明時の提出書類

応募者は、次に掲げる書類を取りまとめ、正本 1 部、副本 4 部を提出すること。

提出にあたっては、次の各書類にそれぞれ書類符号を記した表紙及びインデックスを付し、A4 縦長ファイルに綴じて提出すること。また、各様式に記載されている添付書類についても、併せて提出すること。

【参加表明提出書類】

ア 参加表明書（様式第 1 号）

イ 企業概要等

- ・企業概要（様式第 2 号の 1）

- ・企業状況表（様式第2号の2）
 - ・配置予定管理技術者（様式第2号の3）
 - ・企業実績（様式第2号の3）
 - ・配置予定管理技術者（様式第2号の4）
- ウ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第3号の1）
- エ 役員等氏名一覧表（様式第3号の2）
- オ 印鑑証明書
- 所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたものとする。

カ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分に係る法人税、法人事業税及び法人市民税の納税証明書を各1通ずつ提出すること。なお、事業所が複数ある場合は、本社所在地を所管する官公庁が発行した納税証明書を提出すること。

(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知等

令和8年4月24日に、参加資格の確認結果及び提案要請書を、応募者に対し文書により通知する。

(5) 質問書の提出

本プロポーザルに関し質問がある場合は、質問書（様式第4号）を提出することができる。なお、本件の趣旨から著しく逸脱した質問、電話又は来訪による口頭での質問、及び提出期限を過ぎた質問については、受け付けない。

ア 提出期間

令和8年4月8日午前9時から令和8年4月14日午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

イ 提出方法

電子メールによる提出とし、件名には「米子市道路等維持管理支援システム構築・運用業務 質問書」と明記すること。なお、質問書を受信した場合、市は翌営業日までに到着確認のメールを送信するものとする。確認メールが届かない場合は、応募者は電話により本市へ確認を行うこと。

ウ 提出先

本業務の事務局へ提出すること。

エ 質問への回答

質問に対する回答は、提出された質問を取りまとめた上で、令和8年4月15日に市公式ホームページに掲載する。なお、回答に関する電話又は口頭による個別対応は行わないものとする。また、質問内容が事業者選定の公平性を損なうおそれがあると本市が判断した場合には、当該質問に対する回答を行わないことがある。

6 業務スケジュール

	項目	日程
1	募集告示	令和8年4月8日(水)

2	募集要項の配布開始	令和8年4月8日(水)
3	質問書の提出	令和8年4月8日(水) ～令和8年4月14日(火)迄
4	質問への回答	令和8年4月15日(水)
5	参加表明書及び資格確認書類の提出	令和8年4月15日(水) ～令和8年4月22日(水)迄
6	応募者参加資格確認結果及び提案要請書の通知等	令和8年4月24日(金)
7	提案書の提出	令和8年4月24日(金) ～令和8年5月11日(月)迄
8	審査	令和8年5月中旬(予定)
9	審査結果通知	令和8年5月下旬(予定)
10	業務契約の締結	令和8年6月(予定)
11	業務期間	契約締結日～令和9年3月31日
12	業務費用の支払い	令和9年4月(予定)

7 参加を辞退する場合

提案要請書の通知を受けた応募者が、以降の選定への参加を辞退する場合は、提案書提出期限の前日午後5時までに、提案辞退届（様式第5号）を1部作成の上、事務局へ持参により提出すること。

8 提案書の提出

提案要請書の通知を受けた応募者は、本プロポーザルに係る提案書を、次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和8年4月24日から令和8年5月11日まで

受付時間：午前9時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

(2) 提出方法

持参又は郵送による提出とする。

(3) 提出先

本業務の事務局へ提出すること。

(4) 事業提案時の提出書類

応募者は、次に掲げる書類を作成し、それぞれに書類符号を記した表紙及びインデックスを付し、A4縦長ファイルに綴じて提出すること。また、各様式に記載されている添付書類に

についても、併せて提出すること。

ア 提案書提出届（様式第 6 号）

イ システム構築・運用に関する提案書（様式第 7 号）

ウ 経費計画書（様式第 8 号）

エ 業務工程計画書（様式第 9 号）

(5) その他

ア 用紙は原則として A4 判とし、カラー印刷も可とする。

イ 提出部数は正 1 部、副 4 部とする。

ウ 各様式の記載要領及び注意事項を十分に確認の上、作成すること。

9 提案書に係る記載事項等

(1) 提案書の無効

本プロポーザルは、本業務についての提案を求めるものであり、募集要項に記載された事項以外の提案内容を含む提案書、又は本募集要項及び別添様式に示された条件に適合しない提案書については、提案を無効とする。

(2) 提案書の様式について

提案書の様式は、別紙「米子市道路等維持管理支援システム構築・運用業務 提出書類様式集」に示すとおりとする。なお、文字サイズは原則として 10.5 ポイントを基本とするが、可読性に配慮した範囲での使い分けは可とする。

(3) 提案書等の作成要領

提案書は各 A4 版とし、図表等を含めて簡潔に作成のこと。また、提案書は次の提案テーマについて作成するものとし、各テーマおよび独自提案の作成枚数は A4 判縦 1 枚以内とする。

(提案テーマ 1)：業務の実施方針および実施体制

(提案テーマ 2)：道路等維持管理支援システムの主な機能、特徴と、導入効果（市民の利便性向上や職員の業務効率化等）を高めるための構築・改修に向けた提案について

(提案テーマ 3)：将来的に道路等維持管理支援システムに蓄積されていくデータの活用方法と、道路等維持管理支援システムの拡張性（他のシステムとの連携、道路以外の分野への展開等）に関する提案について

(4) 経費計画書

本業務に係る経費について、イニシャルコスト及びランニングコストに区分して記載すること。あわせて、各費用の内訳を明らかにするとともに、契約期間内における段階的なシステム構築及び高度化に伴う費用の考え方が分かるよう整理すること。

(5) 業務工程計画書

工程計画について、本業務に係る全体スケジュールを記載すること。また、工程管理上特に重要と判断する事項について、提案があれば記載すること。

10 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

本市が設置する「米子市道路等維持管理支援システム構築・運用業務プロポーザル委員会」（以下「委員会」という。）において、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について、総合的に審査を行い、優先交渉権者1者を選定する。なお、評価基準表の詳細な配点は公表しないが、審査に当たっては、特に次の事項を重視する。

ア 経営状況及び財務状況

経営基盤及び財務状況等から判断し、本業務を安定的かつ継続的に遂行できる能力を有すると認められるか。

イ 類似業務の実績（企業実績）

同種又は類似するシステム構築・運用業務について、十分な実績を有しているか。

なお、同種又は類似業務は元受けとして履行した実績について記載する（最大3件）

※同種業務：国または地方公共団体が発注した業務で、道路施設等の複数分野（道路・河川・公園）に関するシステムの導入業務、又は道路等包括的民間委託におけるシステム活用に関する実績

※類似業務：国または地方公共団体が発注した業務で、道路施設に関するシステム導入業務に関する実績

ウ 類似業務の実績（管理技術者実績）

同種又は類似するシステム構築・運用業務について、十分な実績を有しているか。

なお、同種又は類似業務は元受けとして履行した実績について記載する（最大3件）

※同種業務：国または地方公共団体が発注した業務で、道路施設等の複数分野（道路・河川・公園）に関するシステムの導入業務、又は道路等包括的民間委託におけるシステム活用に関する実績

※類似業務：国または地方公共団体が発注した業務で、道路施設に関するシステム導入業務に関する実績

エ 実施体制及びマネジメント能力

履行期間内に確実に業務を完了できる体制（人員配置、役割分担、進捗管理及びリスク管理等）が整っているか。

オ 本業務の目的及び内容に対する理解度

本業務の目的、背景及び課題を十分に理解した提案となっているか。

カ 業務遂行計画の妥当性及び実現性

業務工程、実施手順及びスケジュールが具体的かつ現実的であり、計画的な遂行が可能と認められるか。

キ システム機能の信頼性・利便性・操作性

提案されたシステムが本市の業務内容に適合しており、信頼性、利便性及び操作性に優れているか。

ク 既存業務及び利用者特性を踏まえた設計・運用提案

道路、河川、農林分野等の既存業務や、職員、業者、住民（LINE 通報）等の利用者特性を踏まえ、導入効果を高めるための設計及び運用提案となっているか。

ケ 段階的構築及び高度化の考え方

蓄積されていくデータの活用方法や、システムの拡張性（他のシステムとの連携、道路以外の分野への展開等）を図る考え方が具体的かつ妥当であるか。

コ 費用の妥当性及び合理性

提案内容に対する費用が妥当かつ合理的であり、内訳も明確であるか。

サ 独自提案（加点評価）

本市の業務効率化、サービス向上又は将来的な展開等に資する、創意工夫に富んだ独自提案があるか。

(2) 提案評価（プレゼンテーション）

ア 審査日程及び方法

日 程：令和8年5月中旬（予定）

※応募者数により時間割を行い、詳細は別途通知する。

方 法：プレゼンテーション形式

※提出された提案書を基に説明することを原則とし、パワーポイント等の使用を可とする。

※提案書の内容と整合した説明とすること。

※説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。

※プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない。

提案時間：説明 20 分以内、質疑応答 10 分程度

参加人数：5 名程度

イ 審査結果の通知

審査結果については、令和8年5月下旬（予定）に電子メールにより通知するとともに、市公式ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議の申立ては受け付けない。

ウ 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案期限を過ぎて提案書が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 本募集要項に違反すると認められる場合

11 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に係る書類の作成及び提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い及び著作権

提出書類の著作権は応募者に帰属するものとするが、提出書類は返却しない。なお、本市は、本募集以外の目的で応募者の提出書類を使用し、又は第三者に開示することはない。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、第三者の権利を使用した結果生じた責任は、すべて応募者が負うものとする。

(4) 本市から提供する資料の取扱い

本市が提供する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載があった場合は、当該参加表明又は提案を無効とする。

12 優先交渉権者決定の流れ

(1) 応募者の資格要件

本業務への応募者は、「4 応募条件」に定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認

参加表明書の提出を受けた者について応募資格要件を確認し、要件を満たす者に対して、提案書及び見積書の提出を文書で要請する。

(3) 優先交渉権者の選定

委員会において提案内容を審査し、優先交渉権者を選定する。

(4) 事業計画書の作成

優先交渉権者は、協議結果を踏まえ、事業工程を示す簡易な事業計画書を作成するものとする。

13 問い合わせ先

本プロポーザルに関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒683-0054

鳥取県米子市糺町一丁目 160 番地（米子市役所糺町庁舎 2 階）

米子市 都市整備部 道路整備課 道路維持担当

電話番号：0859-23-5283

電子メール：douroseibi@city.yonago.lg.jp

14 業務内容

(1) 計画準備

受託者は、本業務の目的及び内容を十分に理解したうえで、業務概要、実施方針、実施体制、業務工程等を整理し、業務計画書を作成すること。

(2) 市既存資料の収集整理

本業務を履行するに当たり必要となる、市が保有する既存資料の収集及び整理を行うとともに、マネジメントシステムの利用が想定される部署数、業者数及びユーザー数について整理すること。

なお、現時点で想定している利用部署数、業者数及び利用ユーザー数は、以下のとおりである。

ア 利用部署数：5 課

メインユーザー（道路整備課：10 ユーザー、淀江振興課：4 ユーザー、建設企画課：4 ユーザー）

ライトユーザー（都市整備課：1 ユーザー、農林課：1 ユーザー）

イ 業者数：6 業者（6 ユーザー）

(3) 認定路線（shp）の取込み

本市が管理する認定路線データ（shp）を、マネジメントシステムへ登録すること。

(4) マネジメントシステムの構築・改修

本市の現行業務プロセスを踏まえ、マネジメントシステムの構築及び改修を行うこと。

また、本市の意見等を踏まえ、操作性及び機能面における改善又は機能追加について検討し、構築又は改修したマネジメントシステムに反映すること。なお、現時点で想定している主な構築・改修内容は、以下のとおりである。

ア 構築・改修したマネジメントシステムは、道路分野（道路整備課、淀江振興課等）に加え、河川分野及び農林分野においても利用可能なものとする。

イ クラウド型マネジメントシステムとは別に、道路パトロール用アプリケーションを構築し、当該アプリケーションにより入力されたパトロール結果が、マネジメントシステムへ反映される仕組みとすること。

ウ 河川担当職員が定期的実施している河川点検について、マネジメントシステム又はマネジメントシステムと連携可能なアプリケーション等により、実施及び管理ができるよう構築すること。

エ 住民通報システムをLINEにより構築するとともに、マネジメントシステムとAPI連携を行い、LINEによる通報案件がマネジメントシステムへ自動的に反映される仕組みとすること。

(5) マネジメントシステムの運用

前項により構築又は改修するマネジメントシステムについて、運用を実施すること。

運用は、契約締結後2週間以内に、受託者が開発・所有する既存のマネジメントシステムを用いて開始するものとする。

運用開始後は、実運用を行いながら前項に定める構築及び改修を実施し、契約締結後2か月以内に、本市が定めるシステム機能要件を満たした状態で、本格的な運用（以下「初期本格運用」という。）を開始するものとする。

初期本格運用後においては、実運用を通じて把握した意見又は課題を踏まえ、契約期間内において、必要に応じたシステムの改修及び機能の高度化を段階的に実施するものとする。

運用範囲その他詳細については、本市と受託者との協議により決定するものとする。

なお、本業務は、一括して完成形のシステムを構築することを目的とするものではなく、初期段階において既存パッケージを導入したうえで、初期本格運用を早期に開始し、その後、実運用を通じて把握した課題やニーズを反映しながら、契約期間内において継続的に改善及び高度化を図る導入支援型の委託業務とする。

15 システム仕様・技術要件

(1) 主な仕様・機能の条件

導入するマネジメントシステムに求める主な仕様及び機能の条件を、以下に示す。

マネジメントシステム動作環境

番号	対象	内容
1	OS	Windows11
2	推奨ブラウザ	Edge, Google Chrome, Mozilla Firefox
3	必要なアプリケーション	Microsoft Excel2016 / Office365 JUST Office（日報等の出力）
4	その他	インターネット接続環境が必要。 クライアントOS上で動作するブラウザのみ動作保証する。

マネジメントシステム携帯端末動作環境

番号	対象	内容
1	OS	iOS 12.0 以降 / Android OS 12.0 以降
2	推奨ブラウザ	Google Chrome

マネジメントシステムの主な機能

番号	機能	内容
1	住民要望一覧表示機能	対応内容の一覧が可能
2	進捗状況表示機能	指示, 対応中, 完了などの進捗を一覧表示が可能
3	個別案件登録・編集機能	紙資料を広げなくてもシステム上で詳細が確認可能
4	位置情報入力機能	地図表示で位置が確認可能
5	添付ファイル登録機能	写真データやPDFデータをまとめて保存可能
6	変更履歴保持機能	変更履歴として最終保存者が確認可能
7	ユーザー管理機能	ユーザーの組織ごとによるアクセス権限が設定可能
8	パスワード再登録機能	パスワードを忘れても再登録可能
9	通知機能	登録作業を実施したことをメール配信可能
10	帳票出力機能	一覧や所定様式でExcelデータが出力可能
11	対応箇所検索	データ蓄積により一覧表から検索可能
12	現場状況簡易報告機能	スマートフォン等で現場から写真や状況報告が登録可能
13	集計機能	登録された情報を項目別や地区別で自動集計可能
14	モニタリング機能	登録された情報より進捗状況の集計・確認が可能

道路パトロールアプリ携帯端末動作環境

番号	対象	内容
1	ハードウェア	iPad / iPad mini / iPhone Android タブレット / スマートフォン
2	推奨 OS	iOS 12.0 以降 Android OS 12.0 以降

道路パトロールアプリの主な機能

番号	機能	内容
1	パトロール記録機能	パトロール情報の記録が可能
2	パトロール情報修正機能	パトロール情報の修正が可能
3	位置情報入力機能	地図表示で位置が確認可能
4	パトロール写真登録機能	端末の内蔵カメラを起動して写真を撮影登録可能 または、撮影済み写真を選択して登録可能
5	パトロール日誌自動作成機能	パトロール記録に基づいたパトロール日誌の自動作成が可能
6	パトロール軌跡機能	スマートフォンのGPSに基づいた走行経路を地図上に表示可能
7	パトロール通過地点登録機能	パトロールで通過した地点を時間とともに登録可能
8	パトロールコース表示機能	パトロールコースが表示可能
9	軌跡図反映機能	走行した軌跡を取得・反映する機能
10	PCとの連携	主にPCで利用するマネジメントシステムとシステム連携可能

11	オフライン登録機能	オフライン時でも登録可能
----	-----------	--------------

LINE 通報システム携帯端末動作環境

番号	対象	内容
1	必要なアプリケーション	LINE
2	その他	インターネット接続環境が必要。 住民の携帯端末に依存。

LINE 通報システムの主な機能

番号	機能	内容
1	注意事項表示機能	通報に際しての注意事項を表示可能
2	異状箇所項目選択機能	市の管理する項目を選択して登録可能
3	位置情報登録機能	端末の GPS 情報から自動で位置情報を取得し登録可能
4	写真情報登録機能	異状箇所の写真を登録可能
5	登録内容修正機能	登録内容を修正可能
6	PC との連携	PC から登録された内容を閲覧・編集可能

(2) ソフトウェア要件

ア 属性

①機密性

- ・コンピュータウイルス対策及び外部侵入阻止対策を講じること。
- ・ネットワーク上のデータを守るために暗号化ができる機能を持つこと。

②保守容易性

- ・各種障害の発生を自動的に短時間で検知でき運用者に自動通知できること。
- ・障害時においてもデータの消失を最小限にとどめること。
- ・人事異動や機構改革に伴うシステム利用者情報の変更が容易に行えること。
- ・システム稼働後に運用の変更が発生した場合においても、極力プログラム変更を伴わずにシステム条件の設定変更（パラメータ変更）で実現できること。

③移植可能性

- ・業務形態の変更等に対し、サーバ増設等が容易に行える拡張性・柔軟性を有すること。

イ セキュリティ要件

情報セキュリティ要件の定義に関しては、本市の情報セキュリティポリシーに準じて決定することとする。受託者は、クラウドサービス事業者として、インシデント発生リスクを低減するため以下の要件を満たすこと。

①アクセス管理

本システムへのアクセスは、システム利用者 ID 及びパスワードにより行えるものとする。

②不正アクセス対策

本システムへの不正アクセスを防止・検知する機能を持つこと。また、サーバの OS、ミドルウェア、業務アプリケーションの不備によるセキュリティホールが発生をチェックし、処置する機能を持つこと。

③ウイルス感染対策

最新のウイルスに対しても感染の防止・検知するための機能を持つこと。

使用するウイルス対策ソフトは、常に最新のパターンファイルを適用し、リアルタイムスキャン及び完全スキャンを行うこと。また、パターンファイルの更新頻度は、ベンダーリリースから 24 時間以内とすること。

ウイルスを検知した場合は、対象ファイルを自動で隔離する設定を実施すること。

④パスワード管理

連続で認証失敗（連続でパスワードを間違えた場合）に強制的にアカウントをロックする機能を有すること。アカウントロックは、5 回連続で間違えた場合とし、ロックタイムは 30 分を基本とすること。パスワードは、最低文字数や複雑さの要件（8 文字以上で、大文字・小文字・英数字を混ぜること等）を設定すること。容易に特定されやすいパスワード（Password1 や qwerty123 等）のブラックリスト設定（登録できないようにする設定）や、連続した文字の使用（aaaa1234 や 123456 等）を制限すること。

⑤情報改ざん・漏えい対策

サーバ内データやバックアップデータに対して暗号化できる機能を持つこと。ログ取得機能（システムログやアクセスログ）を持つこと。

⑥システム操作ログの記録・管理

システムの操作ログ等の記録は、ユーザーがアクションしたすべてのログを記録すること。また、改ざん及び認可されていないアクセスから保護のため、ログファイルはアクセス制限をかけること。市のシステム管理者が、操作ログを閲覧できる機能を設けること。

ログ情報は、1 日 1 ファイルで保存し、外付け HDD に定期的にバックアップ（保存期間は 1 年間とする）を取ること。

ウ 運用要件

本システムの性能要件・信頼性要件を維持していくために、本番運用時に想定される基本的な運用要件を以下に示す。

①運用基本要件

- ・サーバリソース、DB リソース、ジョブスケジュール、バックアップ、アプリケーション稼動状況、ログ監視等に関する運用・監視が行えること。

②運用時間

- ・システム運用時間については原則として 24 時間 365 日常時利用を可能とする。
ただし、保守等に要する時間は除く。

③バックアップ要件

- ・ソフトウェア障害に迅速に対応し、又は未然に防ぐためにデータを暗号化し、速やかなバックアップ・復元ができる機能を持つこと。また、その際に運用停止時間を最小限に留めるよう配慮すること。

エ オンライン性能要件

性能要件として、以下の処理内容について、想定されるオンライン処理性能の目標値を示す。これらの処理性能の要件を満たすようにすること。

- ・オンライン応答時間：オンライン画面上でイベント（職員番号等指定の単純検索含む）を発生させ、結果を受けるまでの時間
- ・データ検索処理時間：特定の検索条件に基づき、サーバ側で検索処理を完了し、結果を受けるまでの時間

処理内容	性能目標値	備考
オンライン応答時間	6秒以内	ネットワーク負荷による影響、帯域制限による影響、通信環境の問題による影響、及び画像や地図データを扱う処理は含めない
データ検索処理時間	6秒以内	ネットワーク負荷による影響、帯域制限による影響、通信環境の問題による影響、及び画像や地図データを扱う処理は含めない

また、システム稼働後の利用者の増加や処理量の増加にともなう処理性能の低下を防ぐため、以下の点を考慮すること。

- ・ユーザー数増加に対する処理性能の維持
- ・データ量増加に対する処理性能の維持

これらに対する性能劣化に対しては、構築時点からの考慮によって対応できるようにすること。

オ 信頼性能要件

①データに関する信頼性

万が一の事故や災害等が発生した場合やシステム障害の場合でも、確実にデータを修復できる環境を提供すること。

- ・バックアップを行い、障害時にはバックアップ時までデータを復元可能なこと。
- ・データの機密性・完全性を確保し、改竄・消去・漏洩・暴露等が行えないよう保護すること。

②サーバに関する信頼性

サーバ障害に対して、以下の対策を講じること。

- ・クラスタリング構成導入等を検討すること。
- ・ファームウェア等の修正を適宜行い、障害・故障の発生を未然に防止すること。

16 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

ア 受託者は、本募集要項及び契約書に定める諸条件に基づき、善良な管理者の注意をもって、誠実に本業務を遂行すること。

イ 業務遂行に当たり疑義が生じた場合には、本市及び受託者は、相互に誠意をもって協議し、円滑な解決を図るものとする。

(2) 契約期間中における本市と受託者の関わり

本業務は、受託者の責任において遂行するものとし、本市は、契約書に定める方法により、業務の実施状況について確認を行うものとする。

(3) 本市と受託者の責任分担

ア 基本的な考え

本業務に係る提案内容が達成できないことにより生じた損失については、原則として受託者の責任とする。ただし、天災地変その他、受託者の責に帰することができない合理的な理由により生じた場合については、本市と受託者が協議の上、その取扱いを定めるものとする。

イ 業務の継続が困難となった場合の措置

優先交渉権者が、本市との協議を経てもなお契約締結に至らない場合には、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

ウ 提案書の内容と著しく乖離した条件の提示その他、優先交渉権者の責により契約締結ができない場合には、本市は、当該優先交渉権者に対し、それまでに本市が要した費用を請求することができるものとする。

エ 本市の指示により事業が中止された場合には、受託予定者は、それまでに要した費用の範囲内において、本市と協議の上、合意した金額を請求することができるものとする。

17 契約に関する事項

(1) 契約締結までの手順

本市は、優先交渉権者として選定された者と契約内容について協議を行い、契約締結に向けた手続きを行うものとする。なお、当該協議が成立しない場合には、次点者を優先交渉権者として同様の手続きを行うものとする。

(2) 契約締結時期

令和8年6月（予定）

(3) 契約保証金

地方自治法施行令第167条の16第1項の規定に基づき、契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、米子市契約規則第4条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除することができる。

(4) 前払金及び部分払金

前払金及び部分払金の取扱いについては、契約交渉の中で協議の上、決定するものとする。